

人権教育資料第 41 集「明日へのとびら」

人権教育学習プラン  
校内研修のための  
資料集



平成 31 年 3 月  
和歌山県教育委員会

## はじめに

「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」とうたわれた世界人権宣言が国連総会で採択され、70年が経過しました。その間、世界では、国連が中心となり、人権を尊重する社会を築くための取り組みが行われてきました。

国連は、平成7年（1995年）からの10年間を「人権教育のための国連10年」と定め、これに引き続き、平成16年（2004年）から「人権教育のための世界計画」決議に基づいた事業が進められ、現在は「メディア専門家及びジャーナリストへの人権研修」に焦点を当てた第3フェーズの最終年を迎えるという節目の年となっています。

わが国においても、平成12年（2000年）に、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定され、平成14年（2002年）には、同法第7条の規定に基づく「人権教育・啓発に関する基本計画」が閣議決定され、国民の一人一人が人権に関する正しい知識と日常生活の中で生かされるような人権感覚を身に付けることができるよう、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、各種人権課題の解決に向けた施策が取り組まれているところです。

平成28年には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」、「部落差別の解消の推進に関する法律」という、差別を解消するための3つの法律が施行され、平成29年には「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」も施行されました（ただし、法第4章は平成28年から施行。）。

和歌山県教育委員会では、このような国内外の人権教育を取り巻く情勢を踏まえ、「和歌山県人権教育基本方針」に基づき、人権教育の推進に努めており、研修会の充実をはじめ、「人権教育学習プラン」指導者用資料集を刊行してまいりました。

今年度も校内研修での活用にあて、参考となる資料を掲載しています。各学校においては、これまで刊行してきた資料集と併せて活用され、学校全体としての組織的、計画的な人権教育推進の取組に活かされることを期待しています。

平成31年3月

和歌山県教育庁生涯学習局

生涯学習課人権教育推進室長 堂本 淳也

# CONTENTS

## はじめに

### I. 活用にあたって

1 「人権教育学習プラン」指導者用資料集の刊行	3
2 人権教育の指導方法等の改善・充実	4
人権教育の充実をめざした教育課程の編成	4
「全体計画」「年間指導計画」の改善・充実	4
人権教育の指導内容の構成及び指導方法について	5

### II. 校内研修を積極的に進めるために

1 「人権教育の推進に関する調査」結果から校内研修に関わる内容	9
2 校内研修を進めるに当たってQ&A	10
3 人権尊重の視点に立った学校づくり	13
4 人権教育とその他の教育活動との関連	14
5 人権尊重の視点に立った学校づくりのためのチェックリスト	16
6 人権を尊重した授業づくりのためのチェックリスト	20

### III. 個別の人権課題についての資料

1 重点的に取り組む人権課題について	23
2 最近施行された人権に関わる法律について	23
障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法、教育機会確保法	
3 インターネットと人権	26
●インターネットと人権についての確認シート	27
4 子供の貧困	28
①和歌山県子供の生活実態調査について	28
②貧困状態の家庭について考えてみましょう	30
③児童虐待の早期発見チェックシート	31
④子どもの権利条約シート	32
5 人権研修のための資料と学習活動・実践事例の活用について	34

### IV. 参考資料

(1) 和歌山県人権教育基本方針	38
(2) 人権教育の指導方法等の在り方について [第三次とりまとめ] 【概要】	40
(3) 人権教育を通じて育てたい資質・能力 【参考】	41
(4) 平成24年度人権教育の推進に関する取組状況の調査について (概要)	42

# I.活用にあって



# 1 「人権教育学習プラン」指導者用資料集の刊行

県教育委員会では、各学校における人権教育の指導方法等の改善・充実の取組をより一層推進するため、平成19年度より毎年指導者用資料を刊行しています。

平成19年度、20年度には、全体計画、年間指導計画の作成・充実の取組を掲載した資料集『人権教育学習プラン—実践事例集—』、『人権教育学習プラン—実践事例集—その2』を刊行しました。

その後、各学校において効果的な教材の選定・開発や指導方法への関心が高まり、より具体的な学習教材・単元開発等の成果を掲載した資料集『人権教育学習プラン—実践事例集—その3～6』を刊行しました。

平成26年度より、校内研修を積極的に進めていただけるよう、これまでの具体的な実践事例に加えて、指導内容・方法等に関する参考資料を掲載した『人権教育学習プラン校内研修のためのハンドブック』を刊行しています。

また、平成28年度には、人権教育を学校全体で組織的・計画的に取り組んでいただけるよう『人権学習のための手引き』を刊行しています。



## 2 人権教育の指導方法等の改善・充実

### 人権教育の充実をめざした教育課程の編成

学校において人権教育を展開する際には、各教科等のそれぞれの特質に応じ、教育活動全体を通じて推進していくことが大切です。その際、人権教育の目標と各教科等の目標やねらいとの関連を明確にした上で、人権に関する意識・態度、実践力を養う人権教育の活動と、それぞれの目標・ねらいに基づく各教科等の指導とが、有機的・相乗的に効果を上げられるようにしていくことが重要です。



### 「全体計画」「年間指導計画」の改善・充実

「全体計画」は、当該学校における人権教育の推進の根幹となるものであり、「年間指導計画」は当該年度における取組の全体像を具体的に把握し、共通認識をもって人権教育に取り組めるようにするための、大切な指針となるものです。これらの作成及び改善・充実に当たっては、全教職員の共通理解など、学校全体の組織的な取組として進めていく必要があります。

#### 全体計画充実のための留意点

- ①児童生徒の実態や課題を明確にする。
- ②児童生徒の実態や課題、保護者や地域の願いに即した人権教育の目標を設定する。
- ③各教科等における取組と人権教育の目標との関連を整理する。
- ④家庭や地域、関係機関等との協力や連携について整理する。

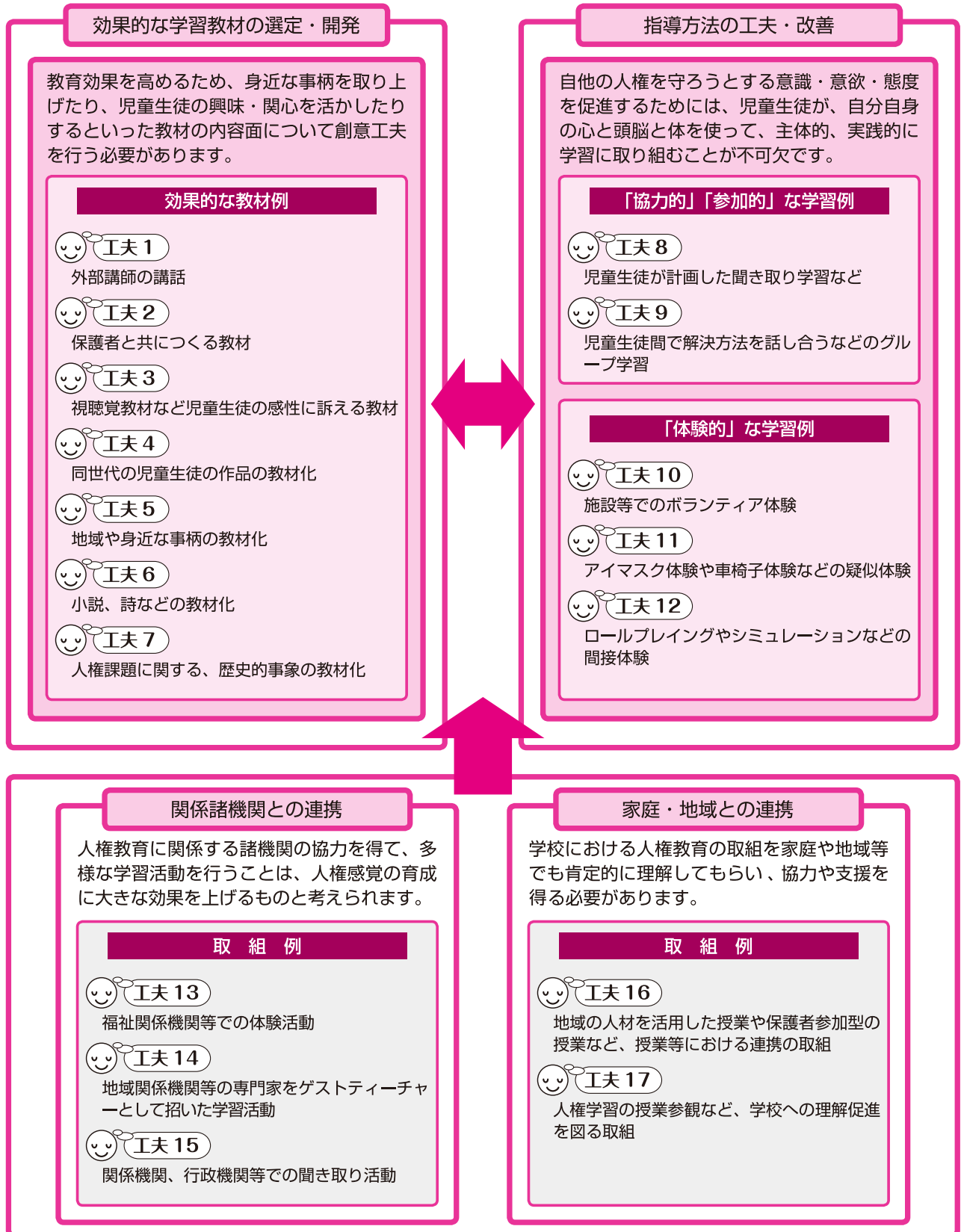
#### 年間指導計画充実のための留意点

- ①全体計画に位置づけた目標等を踏まえたものにする。  
(人権教育の取組と、全体計画に示した人権教育目標等との関連が明確になるよう工夫する)
- ②目標の具現化につながる各教科等の学習単元を位置づける。
- ③各教科等における取組の人権教育としての目標を明確にする。
- ④教科等を横断した学習単元を開発する。

# 人権教育の指導内容の構成及び指導方法について

## 多様な創意工夫の視点

人権教育の学習の効果を高めるためには、教材の内容面や指導方法等に創意工夫を行う必要があります。以下に多様な創意工夫の視点等を例示します。学校における人権教育の改善・充実に向けた取組の参考にしてください。







## Ⅱ. 校内研修を積極的に進めるために

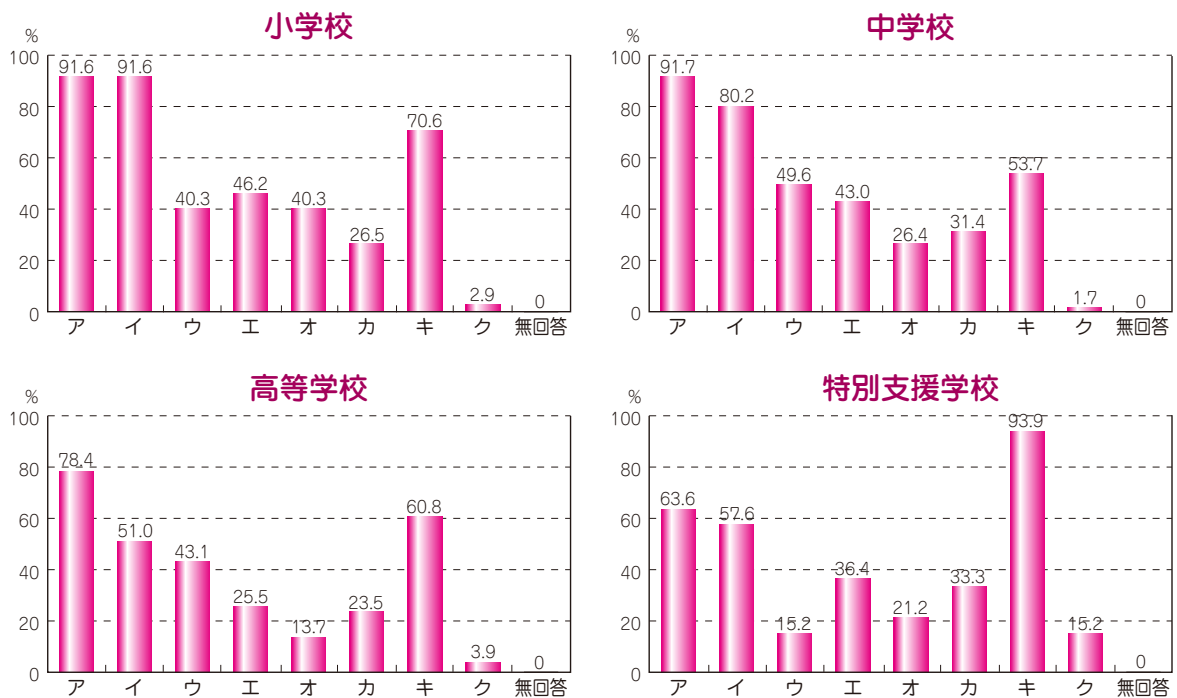


# 1 「人権教育の推進に関する調査」結果から校内研修に関わる内容

## 校内研修の充実

県教育委員会では例年、各学校における人権に関わる課題やその解決に向けた取組等、人権教育の推進状況を把握するため「人権教育の推進に関する調査」を実施しています。この中で、当該年度の人権教育の研修内容について調査しました。具体的には、以下の項目を選択する様式で回答していただきました。（複数回答可）

- 〔項目〕
- ア 児童生徒の意識、児童生徒が抱える問題などについての現状・背景等に関する内容
  - イ 児童生徒の人間関係づくり、学級集団等の集団づくりに関する内容
  - ウ 人権教育の教材に関する内容
  - エ 人権教育の指導方法等に関する内容
  - オ 家庭・地域との意見の交流等に関する内容
  - カ 地域の関係機関の役割、それらの機関との連携方策に関する内容
  - キ 教職員の人権意識を高める内容
  - ク その他



「ア 児童生徒の意識、児童生徒が抱える問題などについての現状・背景等に関する内容」、「イ 児童生徒の人間関係づくり、学級集団等の集団づくりに関する内容」、「キ 教職員の人権意識を高める内容」を選択した学校の割合が高く、重点的に取り組む学校が多いと言えます。その一方で、「ウ 人権教育の教材に関する内容」「エ 人権教育の指導方法等に関する内容」を選択した学校の割合は、ア、イ、キを選択した学校の割合と比べて低くなっています。

人権教育を通じて育てたい資質・能力は、人権に関する知的理解の深まりと、人権感覚の高まりが両輪となることで育まれます。そのためには、ア、イ、キと合わせて、ウ、エのような人権教育の指導内容や指導方法に関わる研修の充実を図ることも大切です。

## 2 校内研修を進めるに当たって Q & A

**Q：研修時間を確保するためにはどのようにしたらいいですか？**

**A：**まずは、研修を年間行事予定に組み込むことが大切です。

また、職員朝礼等の短い時間を利用した簡単な研修報告、個別の人権課題を取り上げた新聞記事や法改正の通知等の紹介なども効果的に行うことが有効です。

**Q：研修内容はどのように選定したらよいのでしょうか？**

**A：**まずは、目的を明確にすることです。「課題を把握するため」「理解を深めるため」「課題を解決するため」の3つの内容のどれに当たるのかを明らかにし、目的にあった研修内容を組み立てていく必要があります。具体的には次のような内容が考えられます。

### 職員朝礼や職員会議で

- 人権教育資料等の読み合わせ
- 研修報告
- 個別の人権課題を取り上げた新聞記事や法改正の通知等の情報提供
- 教員自身の言動を振り返るチェックシートの実施
- 教室環境の整備など、校内環境づくりにおける配慮の確認 等

### 現職教育で

- ゲストティーチャーによる講話
- 啓発映画の視聴
- 地域や家庭への啓発の在り方の検討
- 教職員の人権意識の向上をねらいとしたチェックリストの作成 等

### 教科会・分学会・学年会で

- 全体計画・年間指導計画の見直し
- 人権教育学習単元の開発 等

### 授業研究会で

- 教科等の授業における人権教育の視点についての協議・交流
- 知識的側面、価値的・態度的側面、技能的側面に関するバランスを踏まえた指導に関する協議
- 協力的・参加的・体験的な学習の導入に関する協議 等

**Q：なぜ、人権教育に関する研修をするのでしょうか？**

A：私たち教職員は、日々の教育活動をとおして、直接児童生徒とふれあいながら指導を行っています。児童生徒にとって、教職員のふるまいや言動は人権教育の環境そのものです。そのふるまいや言動に、決めつけや偏見が潜んでいないか、教職員自らの人権意識を絶えず見つめ直す必要があります。

そうしたことから教職員自らが人権に関する深い知的理解と、確かな人権感覚を身につけるために、繰り返し研修を行うことが大切です。

**Q：研修の方法にはどのような方法がありますか？**

A：「講義型」「参加体験型」の大きく2つに分けられます。以下のような特徴がみられます。

**「講義型」**

- 人権課題等専門的分野の知的理解と、問題解決への意欲を高めるためには、効果的、効率的である。

**「参加体験型」**

- 教える側、教えられる側という明確な区分がなく、参加者全員が、自分を振り返り、見つめ直しながら、それぞれの経験や知識を出し合う中で気づきを見つけていく。

**Q：「参加体験型」の研修ではどのようなことに気をつけたらいいでしょうか。**

A：どんなにすばらしいプログラムでも参加者に配慮しないで組み立てたものであれば、活発な意見が出てきません。その研修で参加者に何を考えてもらうのかというねらいがはっきりしていることが重要です。「楽しかった」ということに留まらず、参加者にどのような学びを得てもらうのかということをお大切にしてください。以下「参加体験型」の手法については、次のページを参考にしてください。

## 参加体験型学習の手法

### K J 法

ブレインストーミングなどによって出されたアイデアや意見、収集された情報を一枚ずつ小さなカードに書き入れ、それらのカードをグループで討議しながら、共通するテーマごとに分類し、タイトルをつけ、整理していきます。

この手法により問題点が明らかになったり、グループの中の意見が明確になってくるというような効果があります。

また、出されたカードを一枚の紙の上で討議しながら整理していくことによって、それぞれの意見や情報の関係などについても考えることができ、そこからさらに創造的な問題解決につなげていくことができます。

### シミュレーション

仮想的な現実を模擬的に作って、その中でそれぞれの立場や役割に応じた体験をすることを通して考える活動です。

体験する中で、その人はどのように感じ行動することができるのかということを考え、問題についての理解が深まります。

### タイムライン

自分の体験や社会の出来事について、時間軸を使ってとらえていくことによって、自分の人生や社会の変革を振り返る手法です。

様々なテーマについて時間軸でとらえていくことで、過去から現在への流れを考えることができ、そこから発展して未来への展望を考えていくきっかけにもなります。

### ディベート

一つの命題について、一定のルールに基づき、賛成、反対の立場からグループに分かれ、互いに意見を発表し、討議する活動です。

論理的な主張の展開、コミュニケーションや表現についての技術を身につけることができます。また、グループに分かれて実施することから、討議のための調査をしたり、作戦を立てたりするチームワークが重要になります。

勝ち負けを競うことを前提としていますが、応用として途中で賛成、反対の立場を交代することで共感を深めることもできます。

### フィールドワーク

学習テーマに基づき、学習者自らが現場に赴き、調査や当事者からの聞き取りなど、情報収集を行いながら、表層的な情報だけではわからないことを、地域の中にある現実や歴史的な事実からつかみとっていき体験的な学びです。

フィールドワークでは、それぞれの現場で実際に生きた情報を参加者自身が集めたり、聴き取ったりすることで、参

加者が主体性を持ってそのテーマについて考えることができるようになるとともに、理屈だけではなく体験を通じて理解が深まります。

### フォトランゲージ

一枚もしくは数枚の写真やイラスト、絵等の素材を使って、そこに写っているものや表現されているものをグループで読み取りながら話し合い、学んでいく活動です。

自分の中にある価値観や自分のものの見方について考えることができます。

### ブレインストーミング

直訳すると「脳の嵐」ですが、会議や研修などで、参加者が思いつくままにアイデアや情報をどんどん出し合う活動です。

自由な発想や奔放なアイデアを大切にします。質より量、他人の意見の批判や批評はしない、他人の意見と組み合わせたり、他人の意見に自分の意見をくっつけたり、発展させることを奨励するといったことがルールになります。突拍子もないアイデアの中から創造性が生まれます。

### ランキング

いくつかの意見や素材について優先順位をつけていく活動です。それぞれの課題に対する参加者の優先度を明らかにすることができます。個人でもグループでも行うことができ、ブレインストーミングなどと組み合わせて使うこともできます。グループで行う場合は、討議の過程で、自分の意見を提起するとともに、自分と違う意見や価値観を受け止めていくことが重要で、グループの中での合意形成を行っていく中で大きな気づきが得られます。プロセスが重要であり、グループとして一つの結果を出していくことが必ずしも一番の目的ではありません。

はしご型ランキングやダイヤモンドランキングなどがあります。

### ロールプレイ

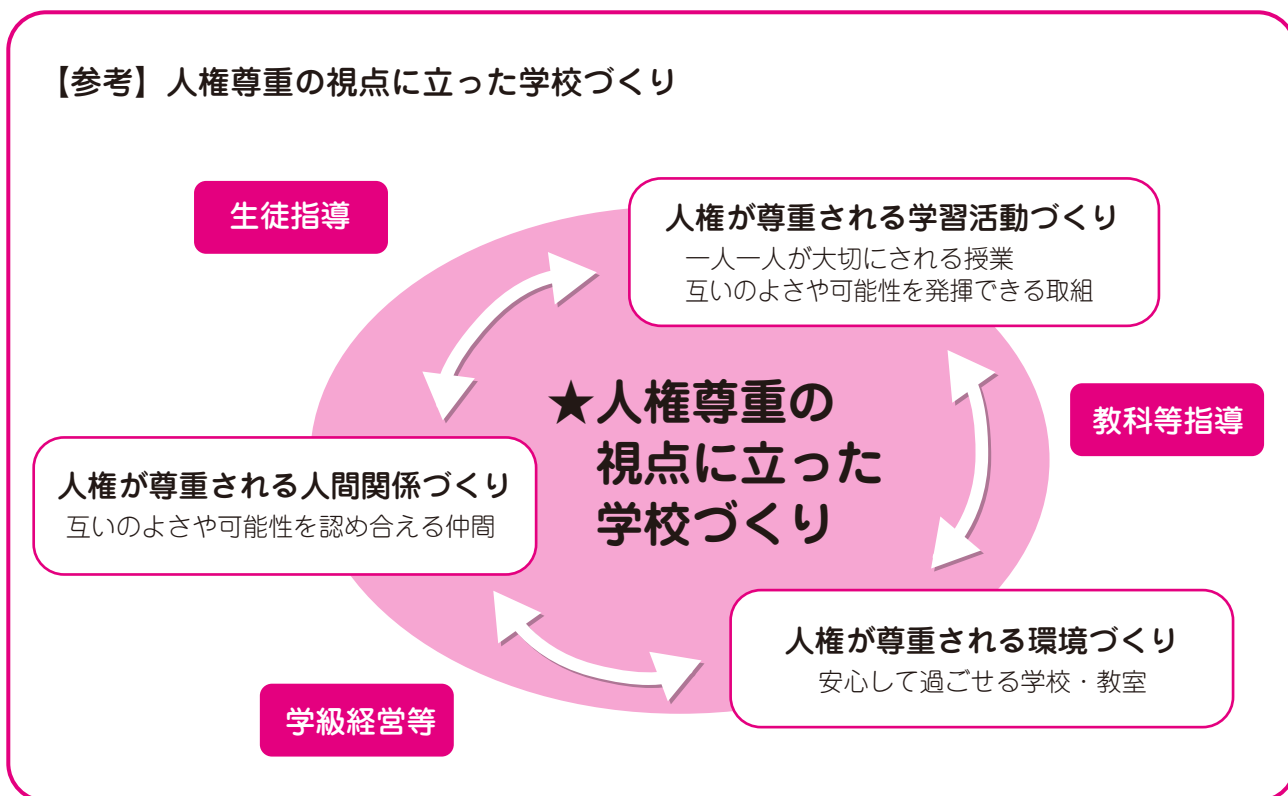
「役割を演ずる」という意味ですが、「役割劇」とも呼ばれます。学習のテーマにあわせて場面を設定し、参加者が様々な役割を演ずることで、そのテーマを具体的に考えたり、自分とは違う視点に気づいたり、自分とは違う立場の人への共感を得ることができます。

問題を話し合う導入等で実施する場合、すべての参加者が役割を演ずるのではなく、問題を具体的に考えるため演技する人と観察する人とに分かれることもあります。演技の上手・下手は関係ありませんが、真剣に演技することが大切です。また、学習前後のフォローが重要です。

### 3 人権尊重の視点に立った学校づくり

人権教育を推進する上で、もとより教育の場である学校が、人権が尊重され、安心して過ごせる場でなければなりません。教職員は、教科等の指導、生徒指導、学級経営など、その教育活動の全体を通じて、人権尊重の精神に立って学校づくりを進めていく必要があります。

#### 【参考】人権尊重の視点に立った学校づくり



人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕指導等の在り方編より一部抜粋



## 4 人権教育とその他の教育活動との関連

### 生徒指導

- 人権尊重の視点に立って豊かな言語環境を整えるようにする。
- 「自分の大切さとともに他の人の大切さを認める」人権尊重の視点に立った生徒指導が求められる。
- 「暴力は人権の侵害でもあり人権尊重の精神に反する」との認識を全教職員が共有した上で学校における一致協力した取組が不可欠である。
- 「児童生徒の基本的な人権や生き方を尊重した指導援助に努める」など、各学校の実態を踏まえて具体的な方針を明確にし、校内研修などで共有を図る。
- いじめに取り組む基本姿勢は、人権尊重の精神を貫いた教育活動を展開することである。
- 人権感覚を養うとともに、共同社会の一員であるという市民性意識と社会の形成者としての資質を育成するための開発的・予防的な生徒指導がますます求められているといえる。

（「生徒指導提要」から一部抜粋）

### 特別活動

集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を発揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決することを通して、次のとおり資質・能力を育成することを目指す。

- (1) 多様な他者と協働する様々な集団活動の意義や活動を行う上で必要となることについて理解し、行動の仕方を身に付けるようにする。
- (2) 集団や自己の生活、人間関係の課題を見だし、解決するために話し合い、合意形成を図ったり、意思決定したりすることができるようにする。
- (3) 自主的、実践的な集団活動を通して身に付けたことを生かして、集団や社会における生活及び人間関係をよりよく形成するとともに、自己の生き方についての考えを深め、自己実現を図ろうとする態度を養う。

（「小学校学習指導要領（平成 29 年告知）特別活動の目標」から一部抜粋）

# 人権教育

## 総合的な学習の時間

探究的な見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うこと  
を通して、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくため  
の資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 探究的な学習の過程において、課題の解決に必要な知識及び  
技能を身に付け、課題に関わる概念を形成し、探究的な学習の  
よさを理解するようにする。
- (2) 実社会や実生活の中から問いを見だし、自分で課題を立て、  
情報を集め、整理・分析して、まとめ・表現することができる  
ようにする。
- (3) 探究的な学習に主体的・協働的に取り組むとともに、互いの  
よさを生かしながら、積極的に社会に参画しようとする態度を  
養う。

(「小学校学習指導要領(平成29年告示)総合的な学習の時間目標」から一部抜粋)

## 道徳教育

道徳教育を進めるに当たっては、～(省略)～人権を尊重し差別の  
ないよりよい社会を実現しようとする態度を養うこと ～(省略)  
～ に関する指導が適切に行われるよう配慮すること。

(「高等学校学習指導要領(平成30年告示)第1章 総則」から一部抜粋)

## キャリア教育

高等学校段階においては、進路指導・キャリア教育の中で、人権に関  
わる教育を積極的に組み入れていくことが重要となる。

(「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]」から一部抜粋)

## 5 人権尊重の視点に立った学校づくりのためのチェックリスト

各学校においては、教科等指導、生徒指導、学級経営など、その活動の全体を通じて、人権尊重の視点に立った学校づくりに努めていく必要があります。以下の点検項目を参考に、日頃の教育活動について点検を行いましょよう。

点検基準 A：十分 B：ほぼ十分 C：やや不十分 D：要改善

### 【推進体制】

人権尊重の視点に立った学校づくりの取組は、校長のリーダーシップのもと、教職員が一体となって組織的、継続的に取り組む必要があります。

1-1 学校長を長とする人権教育推進のための校内組織を確立している。

1-2 全体計画・年間指導計画を作成し、それに基づいた取組をすすめている。

1-3 いじめ・不登校など児童生徒の人権にかかわる問題が発生したとき、学校全体の課題として速やかに対応するための組織をつくっている。

1-4 配慮や支援を要する児童生徒への支援について、共通理解を図っている。

1-5 人権教育の取組の評価を行い、その成果と課題を次の計画や次年度に生かしている。

## 【環境づくり】

学校や学級は一人一人の大切さが認められ、安心して過ごせる場とならなければなりません。すべての教職員が参画し環境整備に取り組む必要があります。

2-1 教職員間で自分の意見を自由に発言できる雰囲気がある。

2-2 人権への配慮に欠けた言動に気づいたとき、教職員間で指摘し合うことができる。

2-3 学校のバリアフリー化に努めている。

2-4 個人情報の保護について教職員間の共通理解が図られている。

2-5 年齢や性差による固定的な役割分担がない。

## 【教科等の指導】

教科等の指導においては、一人一人が大切にされる授業や互いのよさや可能性が発揮できる取組など、人権が尊重される学習活動づくりに努めなければなりません。そのため、児童生徒一人一人の個性や教育的ニーズを把握し、学習意欲を高め、指導の充実を図っていく必要があります。

3-1 児童生徒の学習意欲や習熟の度合いを把握し授業に生かしている。

3-2 一人一人が活躍する場や課題を工夫している。

3-3 協力して活動できる場を工夫し、互いのよさを認めあえるような場を設定している。

3-4 丁寧な言葉遣いをし、承認・賞賛・励ましの言葉をかけている。

3-5 学習内容が定着していない児童生徒や支援を必要とする児童生徒に適切な支援を行っている。

## 【生徒指導、教育相談、進路指導】

生徒指導、教育相談、進路指導においては、児童生徒の生活や学力、児童生徒の思いや保護者の願い、家庭環境等についても十分把握し、一人一人を見つめ、課題を明らかにし、個に応じたきめ細かな指導を行う必要があります。

4-1 一人一人の児童生徒の個性や抱える問題等を把握するための取組を日頃から行っている。

4-2 児童生徒の問題行動等については、要因や背景を多面的に分析し、一人一人の抱える問題等への理解を深めつつ適切な指導や支援を行っている。

4-3 児童生徒一人一人の自己実現に向け、必要な手立てや支援を講じている。

4-4 教育活動や日常生活の中で、一人一人の児童生徒の人権が尊重されているかどうかを的確に判断し対処できている。

4-5 児童生徒が自他のよさを認め合える人間関係を形成していけるよう、適切な指導や支援を行っている。

## 【教職員研修】

人権尊重の視点に立った学校づくりを進めていく上で、まず、教職員が人権尊重の理念について十分理解し、互いの人権が尊重されているかを判断できる確かな人権感覚を身につける必要があります。

5-1 教職員の人権意識を高めるための研修を計画的に実施している。

5-2 児童生徒の実態や課題について共通理解を図り、課題解決にむけて取り組むための研修を実施している。

5-3 校外の人権研修に積極的に参加している。

5-4 校外の人権研修に参加した成果を、他の教員に伝える機会を設けている。

5-5 教職員の間で人権教育の実践の交流・評価が行われている。

## 【家庭・地域・関係諸機関等との連携】

人権尊重の視点に立った学校づくりの取組は、家庭、地域、関係諸機関等の人々に支えられてこそ、その効果が十分に発揮できます。日頃から家庭、地域、関係諸機関等と相互に情報を交換し合い、信頼関係を築いておく必要があります。

6-1 日々の児童生徒の様子や活動などを校外に発信するとともに、保護者や地域の声を受け止める双方向の関係になっている。

6-2 保護者が教職員に児童生徒のことを何でも相談できる雰囲気がある。

6-3 様々な機会をとらえて、家庭や地域の要望や児童生徒の実態を的確に把握し、教育活動に反映している。

6-4 校種間の連携の場を設定している。

6-5 人権教育の充実を図るため、校外の人材を積極的に活用している。

## 6 人権を尊重した授業づくりのためのチェックリスト

	内 容	チェック
計 画 等	1 児童生徒の発達段階を踏まえた単元目標及び次目標を設定しているか。	
	2 単元目標及び次目標を達成できる学習内容になっているか。	
	3 児童生徒のつまずきや授業に期待していることを把握し、指導計画が立てられているか。	
	4 本時の目標は、本時の評価規準と整合しているか。	
	5 わかる楽しい授業となるような教材研究をしているか。	
展 開 等	6 授業の開始と終了の時刻を、教師自身が守っているか。	
	7 学習規律を守らせているか。	
	8 指名するとき、児童生徒によって呼び方を変えず、「〇〇さん」など公平な呼び方をしているか。	
	9 板書は、授業内容を構造的でわかりやすく示すものになっているか。	
	10 発問や指名が特定の児童生徒に偏らないように配慮しているか。	
	11 児童生徒が興味・関心をもてる導入ができているか。	
	12 授業のねらいが明確に示され、児童生徒と共有しているか。	
	13 児童生徒が学習の見通しをもつことができるようにしているか。	
	14 児童生徒にわかりやすい発問や指示を行っているか。	
	15 児童生徒に考える時間を保障しているか。	
	16 間違いや失敗を大切に学習を進めているか。	
	17 授業者主導ではなく、児童生徒の意見を授業の展開に反映させるなど、双方向の授業展開となっているか。	
	18 児童生徒一人一人の言葉を傾聴し、出された意見や活動に対し適切な評価（承認、賞賛、励まし等）をしているか。	
	19 児童生徒一人一人の学習状況や理解度に応じた指導・支援を行っているか。	
	20 授業内容がわからない児童生徒をそのままにせず、適切な指導・支援がなされているか。	
	21 児童生徒に「わかった」「できた」という達成感をもたせるように工夫しているか。	
	22 児童生徒が自己決定、自己選択するなど、主体的に活動できる場面を設けているか。	
	23 授業者の一方的な思いでなく、児童生徒が主体的に考え、判断し、表現する場面を確保しているか。	
	24 児童生徒が互いの良さを認め合える場面があるか。	
	25 振り返りの時間を確保し、児童生徒に学習の成果を自覚させているか。	

## Ⅲ.個別の人権課題についての資料





## 1 重点的に取り組む人権課題について

和歌山県教育委員会では、「学校教育指導の方針と重点」において、以下の6点を取り上げ、教育課題や取り組むべき内容を示しています。子供の発達段階に配慮しつつ、それぞれの地域や学校の実情に応じて、様々な人権課題に取り組むことが大切です。

### 〈重点的に取り組む人権課題〉

- 男女平等の問題に関する教育
- 障害者の人権に関する教育
- 子供の人権に関する教育
- 同和教育
- 高齢者の人権に関する教育
- 外国人の人権に関する教育

## 2 最近施行された人権に関わる法律について

- 「障害者差別解消法」、「ヘイトスピーチ解消法」、「部落差別解消推進法」、「教育機会確保法」

◎平成28年に3つの人権に関わる法律が施行されました。また、平成29年度には教育の機会の確保に関する法律が施行されました。個別の人権課題の指導に取り組む際には、関係法令等に表れた考え方を正しく理解することが重要です。これらの法律の趣旨を踏まえ、以下の点に留意して指導を行ってください。

### 【障害者差別解消法】

正式名称：「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」

(平成28年4月1日施行)

#### 概要

障害を理由とする差別の解消を推進し、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的としています。

- 特別活動や総合的な学習（探究）の時間等において、体験活動を積極的に取り入れたり、ボランティア活動への参加を促したりするなど、障害についての理解や、介助・福祉の問題などに関する理解を深めさせる取組を充実させましょう。
- 学校においては、合理的配慮の提供は法的義務となります。障害のある子供がどのような配慮を必要としているのか、保護者を含めて教職員全体で理解を深めましょう。

## 【ヘイトスピーチ解消法】

正式名称：「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」

(平成28年6月3日施行)

### 概要

本邦外出身者に対する「不当な差別的言動」の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現を目指したものです。

国等の責務と、基本的施策を定め、不当な差別的言動の解消を推進することを目的としています。

- 子供が、自国の文化や伝統等に対する認識の上立って、諸外国の生活や文化等に関する理解を深めるよう交流活動を積極的に推進しましょう。
- 歴史的背景や社会的背景を踏まえ、外国人についての認識を深めるとともに、教育活動全体を通じて広い視野を持ち、異なる習慣や文化を持った人々とともに生きる態度を育成しましょう。

## 【部落差別解消推進法】

正式名称：「部落差別の解消の推進に関する法律」

(平成28年12月16日施行)

### 概要

部落差別は許されないものであるとの認識の下、部落差別の解消の必要性について国民の理解を深めるように努めることにより、部落差別のない社会を実現することを目指したものです。

- 学校教育、社会教育が相互に連携・協力して、保護者や地域の人々の同和問題に関する理解を促進させましょう。
- 教育及び啓発をするに当たっては、当該教育及び啓発により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消につながるよう、その内容や手法等に配慮しましょう。

## 【教育機会確保法】

正式名称：「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」

(平成29年2月14日施行 ただし、法第4章は平成28年12月14日施行)

### 概要

教育基本法や児童の権利に関する条約などの趣旨にのっとり、不登校児童生徒に対する教育機会の確保、夜間等において授業を行う学校における就学機会の提供その他の義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保を総合的に推進することを目的としたものです。

- 不登校の児童生徒やその保護者を追い詰めることのないよう配慮するとともに、児童生徒や保護者の意思を尊重しましょう。また、不登校児童生徒に対しては、学校全体で支援を行うことが必要であり、校長のリーダーシップの下、学校や教員がスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門スタッフ等と協力して対応しましょう。
- 経済的または様々な理由から十分に義務教育を受けられなかった人が存在し、それらの人の中には日常生活における文字の読み書きが不自由な人がいることを理解させる取組をしていきましょう。

### ● 識字問題

部落差別や経済的理由（貧困）等によって、長期欠席・不就学等を余儀なくされ、学習の機会や就学等が保障されなかったため、日常生活における文字の読み書きが不自由になった人がいます。このような文字の読み書きが不自由な人に関わる問題を識字問題といいます。

識字問題は単に読み書きができないということにとどまらず、運転免許や様々な資格が取れない、希望する職業に就けない、文化的な生活が送れないなどという、基本的人権に関わる重要な問題です。

また、このような文字の読み書きが不自由な人が文字の読み書きなどを学習する識字学級は和歌山県内に15学級開設されています（平成30年10月現在）。

## 3 インターネットと人権

インターネットは匿名で簡単に情報発信できたり、瞬時に情報を世界中に伝えられたりするなどの特長があり、便利な一方で、インターネットを悪用した人権侵害も毎年数多く発生しています。

インターネット上での誹謗中傷やいじめの問題を踏まえ、情報モラルについて指導することが必要です。また、使い方次第では人の心を傷つけ、「加害者」にも「被害者」にもなる恐れがあることを指導し、自分自身だけでなく、他人の人権も守る意識をつけさせましょう。

### ●児童生徒が「加害者」や「被害者」になった事例

- ① 無料通信アプリでメッセージを読んだにもかかわらず返信しなかったことがきっかけで、怒った友達がネット上に悪口などを投稿し、不登校になった。
- ② 無料通信アプリのグループから外され、友達からネット上に陰湿な悪口を書かれ、その書かれた悪口が拡散し、学校に行けなくなった。最終的には友達を名指しして「ネットに悪口を書かれ、生きるのがツライ」と遺書を残して自殺した。
- ③ 交際していた人から裸の写真を送ってほしいと言われ、裸の写真を撮って送ったが、ケンカ別れをした。しばらくして送った裸の写真がネット上で公開されていることが分かった。
- ④ SNSを通じて知り合った人から「会いたい。」と言われたので実際に会うことになった。車でドライブに行った先で無理やりわいせつな行為をされた。
- ⑤ 友達についての誤った噂話を軽い気持ちでネット上に掲載したところ、誤った情報のままネット上で拡散され、それを信じた人々から友達に対する誹謗中傷が繰り返された。
- ⑥ 友達をつくりたくてネット掲示板に顔写真、アドレス、電話番号、住所などを掲載した。その直後から心当たりのないメールや知らない会社からダイレクトメールが大量に届くようになった。

自分の人権だけでなく、他の人の人権も守るために次ページの確認シートを授業や保護者学級で活用しましょう。

また、インターネット上で自分や他人の人権が侵害されていたら、保護者や先生など信頼できる大人に相談するように指導しましょう。そして、相談を受けた場合は適切な対処方法を一緒に考え、対応してください。先生だけで対応できない場合は、法務局や地方法務局にある相談窓口にも相談することも可能です。

## ●インターネットと人権についての確認シート

### 自分の人権を守るために

1	インターネットで知り合った人には、安易に会わない。	
2	安易に自分の写真や個人情報などを載せない。	
3	知らない相手からのメールや添付ファイルは開かない。	
4	心当たりのないメッセージへの返信はしない。	
5	むやみに実名で登録しない。	
6	必要のないサイトに登録をしない。	
7	ID、パスワードなどを他人に教えない。	
8	同じパスワードを使いまわししない。	
9	不審なサイトで買い物をしない。	
10	おかしいと思ったらすぐに保護者や先生に相談する。	

### 他の人の人権を守るために

1	使用する言葉には注意しよう。	
2	他人の悪口や差別的な内容は書き込まない。	
3	知り合いの連絡先や住所などの個人情報を無断で載せない。	
4	人が写っている写真や動画を無断で掲載しない。	
5	噂話は載せない。	
6	出所のわからない情報を安易に載せない。	
7	雑誌などに載っているマンガや写真、記事などを無断で載せない。	
8	他人の書き込みをあおるような書き込みをしない。	

## 相談窓口

- インターネット人権相談受付窓口  
<http://www.jinken.go.jp/>（パソコン、携帯電話、スマートフォン共通）
- 子どもの人権110番（全国共通・通話無料）  
☎0120-007-110
- みんなの人権110番（全国共通）  
☎0570-003-110
- 女性の人権ホットライン（全国共通）  
☎0570-070-810



## 4 子供の貧困

### 1 和歌山県子供の生活実態調査について

県では、子供の貧困対策の推進に関する法律第9条に基づき、平成29年3月に和歌山県子供の貧困対策推進計画（以下「県計画」という。）を策定しました。子供の生活実態や学習環境、支援制度の利用状況やニーズを把握するとともに、県計画に基づき取り組む各施策や支援制度についての検証を行い、本県の子供の貧困対策をより効果的に推進していくことを目的として、下記により実態調査を実施しました。

#### I 調査対象（実施期間：平成30年7月5日～8月3日）

##### ●子供・保護者に対する調査

調査対象者 ▶ 県内の小学校5年生（7,705人）、中学2年生（7,847人）及びその保護者に対する全数調査

調査内容 ▶ 子供調査：生活習慣、学習の状況、健康状態 等

保護者調査：家計・収入・就業の状況、子供と過ごす時間・方法 等

調査方法 ▶ アンケート方式、学校での配布・郵送による回収

回収率 ▶ 小学5年生約49% 中学2年生約41%

#### II 分析

##### ●所得による分類及び生活水準による分類。

生活水準により経済的困難世帯を設定。経済的困難世帯とは、生活必需品の購入困難、料金等の支払い困難、生活必需品の非所有のいずれか1つ以上が該当する世帯のことで、全世帯の17.4%が該当している。分析において、全体との比較により子供の生活実態を把握する。

##### ●今回の調査結果から経済的困難世帯について分かったこと

###### ◎学校の授業が「いつもわかる」と回答した子供の割合が低い

小学校【全体】40.5% 【困難】31.0% 中学校【全体】25.6% 【困難】17.5%

###### ◎学校の授業以外の勉強時間が1日30分未満の割合が高い

小学校【全体】15.6% 【困難】23.3% 中学校【全体】17.7% 【困難】28.5%

###### ◎宿題の履行率が低い

小学校【全体】89.9% 【困難】85.1% 中学校【全体】73.8% 【困難】66.9%

###### ◎学校に行きたくないと思ったことがあった子供の割合が高い

学校に行きたくないと思ったことが「よくあった」「時々あった」と回答した割合

小学校【全体】34.9% 【困難】43.8% 中学校【全体】33.6% 【困難】40.7%

###### ◎1ヶ月以上学校を休んだ子供の割合が高い

子供が学校を一か月以上休んだことが「過去あった」「現在休んでいる」と回答した割合

小学校【全体】1.3% 【困難】2.3% 中学校【全体】2.7% 【困難】6.2%

※困難：「経済的困難世帯」の略

貧困と学力や不登校との関連がうかがわれます。

◎ゲーム機、テレビ・DVD、メール・インターネットを長時間利用・使用している  
平日、ゲーム機で遊ぶ時間が2時間以上と回答した割合

【小学校】【全体】20.7% 【困難】28.7% 【中学校】【全体】28.4% 【困難】35.8%

◎家族と一緒に楽しい時間を過ごしていると回答する子供の割合が低い

【小学校】【全体】61.9% 【困難】57.0% 【中学校】【全体】59.1% 【困難】55.3%

◎自分の子供に大学・大学院まで進学させたいと回答した割合が低い

【小学校】【全体】51.0% 【困難】30.0% 【中学校】【全体】51.0% 【困難】29.3%

◎子供に望む最終学歴は、子供の希望ではなく家庭の経済状況に依存している  
保護者が子供に望む最終学歴の理由が、経済的な理由による割合

【小学校】【全体】4.5% 【困難】13.5% 【中学校】【全体】5.3% 【困難】17.2%

2つの調査結果から、  
貧困と学力に関する負の連鎖が  
うかがわれます。

今回の調査では経済的困難世帯の子供ほど学校の授業が「わかる」と回答した割合が低いことが明らかになっています。貧困の連鎖を断ち切るためには、将来の所得に大きな影響を与える要素である「学力」を高める必要があります。

学校の授業が「わかる」子供の割合との関連が明らかになったものには次のようなものがあります。

### ●保護者の子供への関わり方

子供を褒める、叱る、読み聞かせをしていた場合、学校の授業が「いつもわかる」と回答した割合が高い。

### ●生活習慣

朝食をいつも食べる子供はそうでない子供に比べて、学校の授業が「いつもわかる」と回答した割合が高い。

### ●文化的活動

読み聞かせをする、図書館に行く、動物園や博物館へ行く等と、学校の授業が「いつもわかる」と回答した割合との相関が大きい。

### ●自尊感情

経済的困難世帯であっても子供の自尊感情が高い場合は、学校の授業が「いつもわかる」と回答した割合が高い。

上記のように保護者が積極的に子供の生活にかかわっている家庭の子供は学校の授業が「いつもわかる」と回答した割合が高くなっています。また、家族以外の大人と積極的にかかわっている場合は自尊感情が高いという関連も今回の調査から見えてきました。子供の「学力」を上げ、自尊感情を高めるためには、家庭だけでなく学校、地域が積極的に支援していく必要があります。



## ② 貧困状態の家庭について考えてみましょう

貧困を抱えた家庭の子供たちの生活を考えるために作られたワークがあります。学校内の人権研修などで実際にワークを行い、貧困家庭の家計について考えてみましょう。

① 標準的な家庭（月収34万円）の家計をグループで考える。

※世帯年収が約600万円で税金や社会保険料などを引いた金額で算出

② 貧困ラインの家庭（月収17万円）の家計をグループで考える。

※世帯年収が約200万円で税金や社会保険料などを引いた金額で算出

③ 困難ケース（月収12万円）の家計を考える。

※最低賃金（時給約800円）で算出  $800円 \times 8時間 \times 20日 = 12万8000円$

④ 標準的な家庭の家計を貧困ラインの家庭や困難ケースの家計を比較することで感じたことを協議する。

	標準的な家庭	貧困ラインの家庭	困難ケース
1. 住居			
2. 光熱費			
3. 食費			
4. 衣類（身なり）			
5. 教育・進学貯金			
6. 娯楽・交際費			
7. 通信			
8. 交通（車）			
9. 医療・生命保険			
10. 貯金・その他			
合計	340,000 円	170,000 円	120,000 円

※どのケースも37歳の夫婦と中学校1年生の子供1人の3人家族で考える。

※「1.住居」は持ち家ではなく賃貸で考える。また、家賃だけでなく、トイレトーパーなどの生活消耗品も入れる。

※「4.衣類（身なり）」には、服だけでなく、靴、かばん、アクセサリ、化粧品、理美容にかかる費用も含む。

※「5.教育・進学貯金」には、塾や習い事、部活にかかる経費も含む。

※「8.交通（車）」では、車を所有する場合はローンでの支払いを考える。

※「10. 貯金・その他」には、大きな出費(家具、家電、家族旅行)も含み、毎月どのくらい積み立てるかで考える。

（かもがわ出版 子どもの貧困ハンドブックをもとに作成）

貧困ラインの家庭や困難ケースになるとどの項目を削ることになったのか、そのことで子供の生活はどう変わるのかを考えてみましょう。

目の前にいる困っている子供の背景には貧困が要因となっている場合があります。学校でできること、福祉がかかわらなければいけないことなどをケース会議等で検討し、適切な対応をしましょう。

また、P31「③ 児童虐待の早期発見チェックシート」やP32、33「④ 子どもの権利条約シート」と合わせて研修することも可能です。

### ③ 児童虐待の早期発見チェックシート

児童虐待は重大な人権侵害です。虐待は様々な要因が複雑に絡み合って起こると考えられており、貧困も要因の一つであるといわれています。虐待の疑いが見受けられた場合には、児童相談所や警察、医療機関等の関係機関と連携をとり、組織的に適切な対応をしましょう。

子供の状況（安全の確認）	
	不自然に子供が保護者に密着している
	子供が保護者を怖がっている
	年齢不相応な行儀のよさなど過度のしつけの影響が見られる
	子供と保護者の視線がほとんど合わない
	表情や反応が乏しく元気がない
	急激な成績の低下が見られる
	年齢不相応な性的な興味関心・言動がある
	嘘をついたり、乱暴・攻撃的な言葉づかいをする
	身体・服装が極端に汚れたままで登校する
	身体的発達が著しく遅れている
	打撲によるあざ・火傷などの不自然な傷がよく見られる
	理由のはっきりしない欠席・遅刻・早退がある

保護者の状況	
	教師等との面談を拒みがちである
	子供が受けた外傷や状況と保護者の説明につじつまが合わない
	絶え間なく子供をしかる・ののしる
	保護者が「死にたい」「殺したい」「心中したい」などと言う
	保護者が子供の学校生活に関して無関心
	保護者が環境を改善するつもりがない
	保護者がアルコール・薬物依存症である
	保護者が精神的な問題で診断・治療を受けている
	保護者に働く意思がない

生活環境	
	経済状況が著しく不安定
	不自然な転居歴がある
	家庭内が著しく乱れていたり不衛生である
	家庭内の著しい不和・対立がある
	家族・子供の所存が分からなくなる時がある
	過去に虐待歴がある

（厚生労働省 子供虐待評価チェックリストをもとに作成）

## 4 子どもの権利条約シート

第1条	子供の定義	18歳になっていない人を子供とします。
第2条	差別の禁止	すべての子供は、みんな平等にこの条約にある権利を持っています。子供は、国のちがいや、男か女か、どのような言葉を使うか、どんな宗教を信じているか、どんな意見を持っているか、心やからだに障害があるかないか、お金持ちであるかないか、親がどういう人であるか、などによって差別されません。
第3条	子供にもっともよいことを	子供に関係のあることを行うときには、子供にもっともよいことは何かを第一に考えなければなりません。
第4条	国の義務	国は、この条約に書かれた権利を守るために、必要な法律を作ったり政策を実行したりしなければなりません。
第5条	親の指導を尊重	親（保護者）は、子供の発達に応じて、適切な指導をします。国は、親の指導を尊重します。
第6条	生きる権利・育つ権利	すべての子供は、生きる権利・育つ権利をもっています。
第7条	名前・国籍をもつ権利	子供は、生まれたらすぐに登録（出生届など）されなければなりません。子供は、名前や国籍をもち、親を知り、親に育ててもらおう権利をもっています。
第8条	名前・国籍・家族関係を守る	国は、子供の名前や国籍、家族の関係がむやみにうばわれることのないように守らなくてはなりません。
第9条	親と引き離されない権利	子供には、親と引き離されない権利があります。子供にもっともよいという理由から引き離されることも認められますが、その場合は、親と会ったり連絡したりすることができます。
第10条	別々の国にいる親と会える権利	国は、別々の国にいる親と子供が会ったりいっしょにくらしたりするために、国を出入りできるよう配慮します。親がちがう国に住んでいても、子供は親と連絡を取ることができます。
第11条	よその国に連れさられない権利	国は、子供が国の外へ連れさられたり、自分の国にもどれなくならないようにします。
第12条	意見を表す権利	子供は、自分に関係のあることについて自由に自分の意見を表す権利をもっています。その意見は、子供の発達に応じて、じゅうぶん考慮されなければなりません。
第13条	表現の自由	子供は、自由な方法でいろいろな情報や考えを伝える権利、知る権利をもっています。
第14条	思想・良心・宗教の自由	子供は、思想・良心・宗教の自由についての権利をもっています。
第15条	結社・集会の自由	子供は、ほかの人びとと一緒に団体をつくったり、集会を行ったりする権利をもっています。
第16条	プライバシー・名誉は守られる	子供は、自分や家族、住んでいるところ、電話や手紙などのプライバシーが守られます。また、他人から誇りを傷つけられない権利をもっています。
第17条	適切な情報の入手	子供は、自分の成長に役立つ多くの情報を手に入れることができます。国は、マスメディア（本・新聞・テレビなど）が、子供のためになる情報を多く提供するようにすすめ、子供によくない情報から子供を守らなければなりません。
第18条	子供の養育はまず親に責任	子供を育てる責任は、まずその父母にあります。国はその手助けをします。
第19条	虐待などからの保護	親（保護者）が子供を育てている間、どんなかたちであれ、子供が暴力をふるわれたり、不当な扱いなどを受けたりすることがないように、国は子供を守らなければなりません。
第20条	家庭を奪われた子供の保護	家庭を奪われた子供や、その家庭環境にとどまることが子供にとってよくないと判断され、家庭にいたることができなくなった子供は、かわりの保護者や家庭を用意してもらうなど、国から守ってもらうことができます。

第 21 条	養子縁組	子供を養子にする場合には、その子供にとって、もっともよいことを考え、その子供や新しい父母のことをしっかり調べたうえで、国や公の機関だけが養子縁組を認めることができます。
第 22 条	難民の子供	自分の国の政府からはく害をのがれ、難民となった子供は、のがれた先の国で守られ、援助を受けることができます。
第 23 条	障害のある子供	心やからだに障害がある子供は、尊厳が守られ、自立し、社会に参加しながら生活できるよう、教育や訓練、保健サービスなどを受ける権利をもっています。
第 24 条	健康・医療への権利	子供は、健康でいられ、必要な医療や保健サービスを受ける権利をもっています。
第 25 条	施設に入っている子供	施設に入っている子供は、その扱いがその子供にとってよいものであるかどうかを定期的に調べてもらう権利をもっています。
第 26 条	社会保障を受ける権利	子供は、生活していくのにじゅうぶんなお金がないときには、国からお金の支給などを受ける権利をもっています。
第 27 条	生活水準の確保	子供は、心やからだのすこやかな成長に必要な生活を送る権利をもっています。親（保護者）はそのための第一の責任者ですが、親の力だけで子供のくらしが守れないときは、国も協力します。
第 28 条	教育を受ける権利	子供は教育を受ける権利をもっています。国は、すべての子供が小学校に行けるようにしなければなりません。さらに上の学校に進みたいときには、みんなにそのチャンスが与えられなければなりません。学校のきまりは、子供の尊厳が守られるという考え方からはずれるものであってはなりません。
第 29 条	教育の目的	教育は、子供が自分のもっている能力を最大限のばし、人権や平和、環境を守ることを学ぶためのものです。
第 30 条	少数民族・先住民の子供	少数民族の子供や、もともとその土地に住んでいる人びとの子供は、その民族の文化や宗教、ことばをもつ権利をもっています。
第 31 条	休み、遊ぶ権利	子供は、休んだり、遊んだり、文化芸術活動に参加する権利をもっています。
第 32 条	経済的搾取・有害な労働からの保護	子供は、むりやり働かされたり、そのために教育を受けられなくなったり、心やからだによくない仕事をさせられたりしないように守られる権利をもっています。
第 33 条	麻薬・覚せい剤などからの保護	国は、子供が麻薬や覚せい剤などを売ったり買ったり、使ったりすることにまきこまれないように守らなければなりません。
第 34 条	性的搾取からの保護	国は、子供が児童ポルノや児童買春などに利用されたり、性的な虐待を受けたりすることのないように守らなければなりません。
第 35 条	誘拐・売買からの保護	国は、子供が誘拐されたり、売り買いされたりすることのないように守らなければなりません。
第 36 条	あらゆる搾取からの保護	国は、どんなかたちでも、子供の幸せをうばって利益を得るようなことから子供を守らなければなりません。
第 37 条	拷問・死刑の禁止	どんな子供に対しても、拷問や人間的でないなどの扱いをしてはなりません。また、子供を死刑にしたり、死ぬまで刑務所に入れたりすることは許されません。もし、罪を犯してたいほされても、尊厳が守られ年れいにあった扱いを受ける権利をもっています。
第 38 条	戦争からの保護	国は、15 歳にならない子供を軍隊に参加させないようにします。また、戦争にまきこまれた子供を守るために、できることはすべてしなければなりません。
第 39 条	被害にあった子供を守る	虐待、人間的でない扱い、戦争などの被害にあった子供は、心やからだの傷をなおし、社会にもどれるように支援を受けることができます。
第 40 条	子供に関する司法	罪を犯したとされた子供は、ほかの人の人権の大切さを学び、社会にもどったとき自分自身の役割をしっかり果たせるようになることを考えて、扱われる権利をもっています。

(ユニセフ 抄訳をもとに作成)

## 5 人権研修のための資料と学習活動・実践事例の活用について

和歌山県では、「学校教育指導の方針と重点」において、重点的に取り組む人権課題として下記の6つを示し、一人一人の子供の人権が尊重される教育を推進しています。

以下に個別の人権課題を取り上げた資料等の対応表を掲載しています。普遍的な視点に焦点を当てた指導内容と組み合わせながら、それぞれの学校で取組を進めてください。

重点的に取り組む人権課題	資 料	学習活動・実践事例
男女平等の問題に関する教育	H15気づく・学ぶ・広げる人権学習 H29校内研修のためのハンドブック3	H17対話ですすめる人権学習 H18人権教育学習プログラム事例集 H22実践事例集4 H26校内研修のためのハンドブック
子供の人権に関する教育	H15気づく・学ぶ・広げる人権学習 H30校内研修のための資料集	H17対話ですすめる人権学習 H21実践事例集3 H22実践事例集4 H23実践事例集5 H24実践事例集6 H27校内研修のためのハンドブック2
高齢者の人権に関する教育	H15気づく・学ぶ・広げる人権学習 H29校内研修のためのハンドブック3	H17対話ですすめる人権学習 H18人権教育学習プログラム事例集 H21実践事例集3 H22実践事例集4 H23実践事例集5 H27校内研修のためのハンドブック2 H29校内研修のためのハンドブック3
障害者の人権に関する教育	H15気づく・学ぶ・広げる人権学習 H27校内研修のためのハンドブック2 H28人権学習のための手引き H29校内研修のためのハンドブック3 H30校内研修のための資料集	H17対話ですすめる人権学習 H18人権教育学習プログラム事例集 H21実践事例集3 H22実践事例集4 H24実践事例集6 H26校内研修のためのハンドブック
同和教育	H15気づく・学ぶ・広げる人権学習 H27校内研修のためのハンドブック2 H28人権学習のための手引き H29校内研修のためのハンドブック3 H30校内研修のための資料集	H17対話ですすめる人権学習 H18人権教育学習プログラム事例集 H21実践事例集3 H22実践事例集4 H23実践事例集5 H24実践事例集6 H29校内研修のためのハンドブック3
外国人の人権に関する教育	H15気づく・学ぶ・広げる人権学習 H28人権学習のための手引き H29校内研修のためのハンドブック3 H30校内研修のための資料集	H17対話ですすめる人権学習 H18人権教育学習プログラム事例集 H21実践事例集3 H24実践事例集6

重点的に取り組む人権課題以外の個別の人権課題

個別の人権課題	資料	学習活動・実践事例
HIV感染者・ ハンセン病患者等	H15気づく・学ぶ・広げる人権学習	H18人権教育学習プログラム事例集 H20実践事例集2 H21実践事例集3 H22実践事例集4
インターネットによる 人権侵害	H15気づく・学ぶ・広げる人権学習 H30校内研修のための資料集	H21実践事例集3 H22実践事例集4 H26校内研修のためのハンドブック
その他 (性的マイノリティ等)	H27校内研修のためのハンドブック2	

平成31年3月現在

上記のハンドブックなどの資料は各学校に配布し、活用していただいているところですが、和歌山県教育委員会のホームページにも一部掲載していますので、必要に応じてご活用ください。

また、資料等についてご不明な点などがありましたら、下記までご連絡お願いいたします。

**和歌山県教育委員会人権教育推進室 ☎073-441-3729**

**和歌山県教育委員会人権教育資料**

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/500600/d00153192.html>





## IV. 參考資料



# 和歌山県人権教育基本方針

平成 17 年 2 月 15 日策定  
和歌山県教育委員会

国連は、二度にわたる世界大戦の反省から、人権の尊重が平和の基礎であるとの認識のもと、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」とうたった世界人権宣言を採択しました。そして、その理念を実現するため、人権に関する諸条約の採択をはじめ「人権教育のための国連 10 年」を定めるなど、様々な取組を行ってきています。

わが国では、日本国憲法施行後、基本的人権の享有を保障するため、人権に関する各般の施策が講じられてきました。また、教育基本法に基づき、人格の完成を目指し、平和的な国家及び社会の形成者を育成する教育が、学校、家庭、地域のあらゆる場で推進されてきたところです。

本県においては、人権を尊重する社会づくりに向けて、同和問題解決への取組がその先導的な役割を果たしてきました。教育の面においては、和歌山県同和教育基本方針に基づき、「部落差別を取り除く人間」の育成を目的に、部落差別とそれを支えている様々の不合理な問題についての学習をとおして、同和問題解決への自覚を深めるとともに、自分や他人の人権を尊重しようとする意識や態度をはぐくむなど、多くの面で成果をあげてきました。

しかしながら、残念なことに、今なお、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、感染症（ハンセン病、H I V 等）・難病患者などをめぐる差別や虐待などの人権侵害が存在しています。また、国際化、情報化、少子高齢化など、社会の急激な変化に伴い、人権に関する新たな課題も生じています。加えて、お互いの生命と生活を守るためには、自然との共生も視野に入れて考えることが大切です。

真に人権が理解され、擁護され、尊重される社会を築くことは、21 世紀に生きる私たちが不断の努力をもって取り組まなければならない重要な課題であり、責務です。

和歌山県教育委員会は、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することを目指した教育を行うことが、生涯にわたるすべての教育活動の根幹をなすもので

あるとの認識に立ち、日本国憲法及び教育基本法並びに国際人権規約、児童の権利に関する条約等の精神にのっとり、同和教育の成果を生かし、人権が尊重される社会を築く人間を育成するため、以下の方針に基づき人権教育を推進します。

(目的)

1 すべての人の尊厳が守られ、自己実現が図られるよう、人権及び人権問題について理解を深め、人権が尊重される社会を築くための力を身につける。

(1) 自分自身が価値ある大切な存在であるという感情を養うとともに、公正や公平を重んじ、他の人と共によりよく生きようとする態度をはぐくむ。

(2) 人権の意義・内容やその重要性について、理性及び感性の両面から理解を深めるとともに、自らの権利の行使とそれに伴う責任を自覚し、具体的な人権課題について学習することをとおして、人権問題の解決に取り組もうとする態度をはぐくむ。

(3) 多様な文化や個人の価値観等を尊重し、伝え合い分かり合うためのコミュニケーションの能力を高め、社会に参加する中で、多くの人と合意を形成し、問題の解決に取り組むための能力を身につける。

(教育行政)

2 教育行政においては、人権教育を進めるために必要な実態の把握に努める。また、学校、家庭、地域がそれぞれの特性を發揮し、互いに連携協力しながら、生涯のあらゆる段階において、効果的に人権教育が行われるよう必要な施策を講じる。

(学校教育)

3 学校教育においては、人権が尊重される環境づくりに努めるとともに、子どもの実態を十分に把握し、一

一人一人を大切にされた教育を推進する。また、人権尊重の精神を生活の中で生かせるよう、教職員の共通理解のもと、発達段階に応じ教育活動全体を通じた計画的な指導に努める。

(社会教育)

4 社会教育においては、一人一人が自分らしく生きることができる住みよい社会の実現を目指し、人権に関する多様な学習機会の充実を図るなど、地域社会における人権についての学習活動の振興と充実に努める。

(家庭教育支援)

5 家庭において、人権尊重の意識を高める教育が行われるよう、人権に関する学習機会や情報の提供を行うなど、家庭教育の支援に努める。

(指導者の養成)

6 指導者の養成においては、人権や人権問題についての理解を一層深め、人権教育を行う上で効果的な方法を身につけるための研修を充実するなど、資質の向上に努める。また、自ら人権意識の高揚に努め、学習者の疑問や意見を受け止め、それを学習活動に生かしていくことができる指導者を養成する。

(人権侵害への対応)

7 差別や虐待などの人権侵害が発生した場合、関係者の所属する機関等が事実を正確にとらえ、責任を持って対処する。そして、一人一人が自らの問題として学び、人権教育を一層前進させる機会とするよう努める。



# 人権教育の指導方法等の在り方について【第三次とりまとめ】【概要】

人権教育の指導方法等に関する調査研究会議

## 人権教育のさらなる充実を求める機運が高揚している

○「人権教育の指導方法等の在り方について」

- \* [第一次とりまとめ（平成16年6月）]: 「人権教育とは何か」についてわかりやすく提示
- \* [第二次とりまとめ（平成18年1月）]: 指導方法等の工夫・改善のための理論的指針を提供

▶ **【第三次とりまとめ】**: 第二次とりまとめが示した理論の理解を深めるため、具体的な実践事例等の資料を収集・掲載【「指導等の在り方編」と「実践編」の2編に再編】

## 指導等の在り方編

### 第Ⅰ章 学校教育における人権教育の改善・充実の基本的考え方

#### 人権教育の目標

児童生徒が、発達段階に応じ、人権の意義・内容等について理解するとともに、「**自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること**」ができるようになり、それが、様々な場面等で具体的な態度や行動に現れるようにすること。

#### 【人権教育を通じて育てたい資質・能力】

自分の人権を守り他の人の人権を守るための実践的な行動

自分の人権を守り他の人の人権を守ろうとする意識・意欲・態度

人権に関する知的理解  
(知識的側面)

人権感覚  
(価値・態度的側面/技能的側面)

人権が尊重される教育の場としての学校・学級

### 第Ⅱ章 学校教育における人権教育の指導方法等の改善・充実

#### 第1節 学校としての組織的な取組と関係機関等との連携

1. 学校の教育活動全体を通じた人権教育の推進
2. 学校としての組織的な取組とその点検・評価
3. 家庭・地域、関係機関との連携及び校種間の連携

#### 第2節 人権教育の指導内容と指導方法

1. 指導内容の構成
2. 効果的な学習教材の選定・開発
3. 指導方法の在り方

#### 第3節 教育委員会及び学校における研修等の取組

1. 教育委員会における取組
2. 学校における研修の取組

## 実践編

### 「指導等の在り方編」の理解を助ける43の実践事例等

#### I 学校としての組織的な取組と関係機関等との連携【事例1～9】

- 全体計画及び年間指導計画の例
- 学校としての取組の点検・評価の取組例
- 家庭・地域、関係機関との連携及び校種間連携の取組例

など

#### II 人権教育の指導内容と指導方法【事例10～30】

- 人権に関する知的理解に関わる指導内容の構成例
- 人権感覚の育成に関わる指導内容の構成例
- 効果的な学習教材の選定・開発の例
- 児童生徒の自主性を尊重した指導方法の工夫例
- 「体験」を取り入れた指導方法の工夫例
- 児童生徒の発達段階等を踏まえた指導方法の工夫例

#### III 教育委員会及び学校における研修等の取組【事例31～43】

- 各学校の成果に関する情報発信の取組例
- 効果的な研修プログラムの例

など

# 「人権教育を通じて育てたい資質・能力」

自分の人権を守り、他者の人権を守るための実践行動

自分の人権を守り、他者の人権を守ろうとする意識・意欲・態度  
(以下の「人権に関する知的理解」と「人権感覚」とが結合するとき生じる)

## 人権に関する知的理解

以下の知識的側面の能動的学習で深化される

## 人権感覚

以下の価値的・態度的側面と技能的側面の学習で高められる

関連

### 知識的側面

- ・自由、責任、正義、平等、尊厳、権利、義務、相互依存性、連帯性等の概念への理解
- ・人権の発展・人権侵害等に関する歴史や現状に関する知識
- ・憲法や関係する国内法及び「世界人権宣言」その他の人権関連の主要な条約や法令等に関する知識
- ・自尊感情・自己開示・偏見など、人権課題の解決に必要な概念に関する知識
- ・人権を支援し、擁護するために活動している国内外の機関等についての知識 等

関連

### 価値的・態度的側面

- ・人間の尊厳、自己価値及び他者の価値を感知する感覚
- ・自己についての肯定的態度
- ・自他の価値を尊重しようとする意欲や態度
- ・多様性に対する開かれた心と肯定的評価
- ・正義、自由、平等などの実現という理想に向かって活動しようとする意欲や態度
- ・人権侵害を受けている人々を支援しようとする意欲や態度
- ・人権の観点から自己自身の行為に責任を負う意志や態度
- ・社会の発達に主体的に関与しようとする意欲や態度 等

関連

### 技能的側面

- ・人間の尊厳の平等性を踏まえ、互いの相違を認め、受容できるための諸技能
- ・他者の痛みや感情を共感的に受容できるための想像力や感受性
- ・能動的な傾聴、適切な自己表現等を可能とするコミュニケーション技能
- ・他の人と対等で豊かな関係を築くことのできる社会的技能
- ・人間関係のゆがみ、ステレオタイプ、偏見、差別を見きわめる技能
- ・対立的問題を非暴力的で、双方にとってプラスとなるように解決する技能
- ・複数の情報源から情報を収集・吟味・分析し、公平で均衡のとれた結論に到達する技能 等

関連

全ての関係者の人権が尊重されている教育の場としての学校・学級

(人権教育の成立基盤としての教育・学習環境)

# 平成24年度人権教育の推進に関する取組状況の調査について（概要）

## 調査概要

**趣旨:**「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]」を踏まえ、各教育委員会や学校における人権教育の取組状況を把握する。

**対象:**全国の都道府県・市町村教育委員会、1,872の公立学校(無作為抽出)

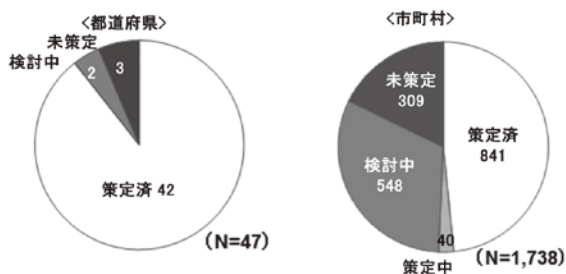
## 調査結果総論

各教育委員会や学校における人権教育の取組については、概ねその定着が図られていると言え、また、一部の教育委員会においては積極的かつ継続的に人権教育の取組を推進しているが、前回調査の結果と比べ、大きな進展が見られるという状況にまでは至っていない。

## 調査結果各論

### ① 教育委員会における取組の活性化

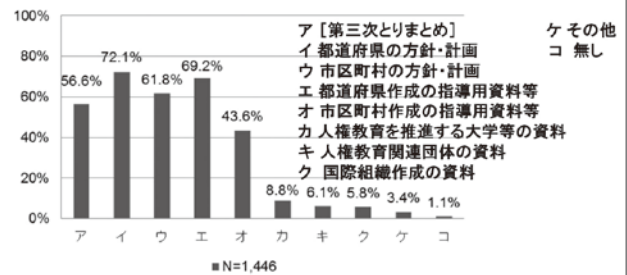
**【現状】** 人権教育の推進方針・計画の策定状況<教育委員会>



**【提言】** 未策定の教育委員会においては、人権教育の推進方針・計画の作成作業を早急に進めていただきたい。

### ② [第三次とりまとめ]についての周知・理解の促進

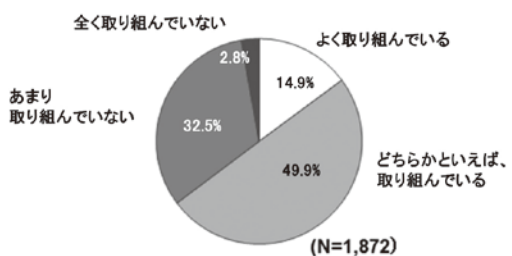
**【現状】** 人権教育の計画策定に当たり参考にした資料<学校全体>



**【提言】** 学校において[第三次とりまとめ]がより一層活用されるための工夫をお願いしたい。

### ③ 指導内容・方法等に関する校内研修の充実

**【現状】** 人権教育に関わる校内研修の取組状況<学校全体>

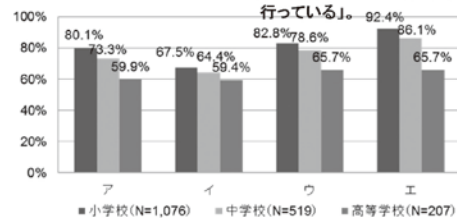


**【提言】** 学校において[第三次とりまとめ]の実践等を参考にしつつ、研修を積極的に進めていただきたい。

### ④ 全ての学校種における人権教育の取組の促進

**【現状】** 各学校種における人権教育の取組状況<小中高等学校>

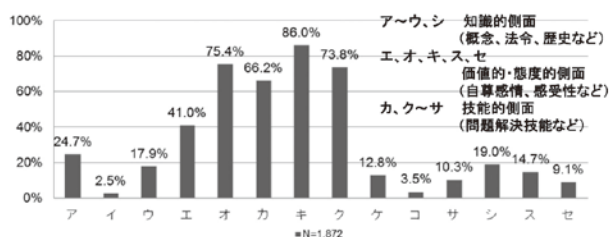
ア 全体計画をすでに定めている。イ 年間指導計画をすでに定めている。ウ 人権教育担当者を置いている。エ 「協力的・参加的・体験的な学習」を「よく行っている」、「どちらかといえば、行っている」。



**【提言】** いずれの学校種においても、それぞれの学校の児童生徒の実態に応じた人権教育の実践をお願いしたい。

### ⑤ 三側面の総合的な取り扱い

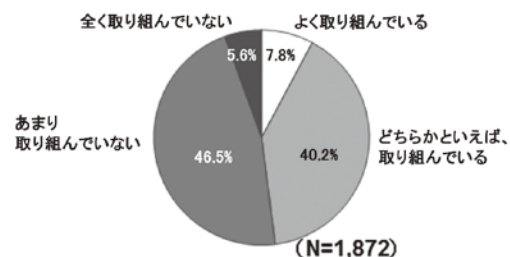
**【現状】** 人権教育の指導内容として力を入れている項目<学校全体>



**【提言】** 知識的、価値的・態度的、技能的側面それぞれに同様な重みを置いて同時に取り上げられるよう改善をお願いしたい。

### ⑥ 家庭・地域との連携の一層の促進

**【現状】** 人権教育に関わる研修の一環としての家庭・地域との相互理解に関する研修実施状況<学校全体>



**【提言】** 学校・家庭・地域の連携を一層推進していただきたい。

文部科学省HPIに[第三次とりまとめ]など人権教育に関する資料を掲載しています。是非ご活用ください。 [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/jinken/](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinken/)  
「人権教育の推進に関する取組状況の調査について」(平成25年10月)人権教育の指導方法等に関する調査研究会議より一部抜粋

## 参考文献・資料

刊 行 物 名	著 者 等	発 行 等
子どもの貧困ハンドブック	松本伊知朗 湯澤直美 平湯真人 山野良一 中嶋哲彦	かがわ出版
人権教育の指導方法等の在り方について [第三次とりまとめ]		文部科学省 <a href="http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/024/report/08041404.htm">http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/024/report/08041404.htm</a>
子どもの虐待対応の手引き		厚生労働省 <a href="https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv12/00.html">https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv12/00.html</a>
人権教育の推進に関する取組状況の調査結果について (平成 25 年 10 月)		文部科学省 <a href="http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/024/report/1341058.htm">http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/024/report/1341058.htm</a>

第 41 集「明日へのとびら」  
人権教育学習プラン 校内研修のための資料集

事務局：和歌山県教育庁生涯学習局生涯学習課人権教育推進室

平成 31 年 3 月印刷

平成 31 年 3 月発行

編集 和歌山県教育委員会

発行 和歌山県教育委員会

印刷 株式会社 協 和



地球環境保護のために、再生紙と  
植物油インキを使用しています。